

基本計画

第1編 総論

第1章 計画策定の意義

第2章 計画策定の背景

第2編 基本計画

第1章 まちづくりの目標

第2章 まちづくり分野の設定と基本方向

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

本町では、平成22年度を初年度とする「第5次新礼文町まちづくり総合計画」を策定し、「豊かな自然を未来につなぐいきいきとした元気な礼文づくり」をテーマに、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

しかし、この間、わが国を取り巻く社会情勢は、国・地方を通じた厳しい財政状況をはじめ人口減少、過疎化、少子高齢化が急激に進行し、それに伴う地域経済の疲弊など依然として厳しい状況にあります。

また、地方においても、基幹産業の振興や少子化対策、教育、医療、福祉施策の充実など様々な取り組みを進めてきましたが、今後も住民が安心して暮らし、若者が将来に夢や希望を持つことができる元気で豊かなまちづくり、魅力あるまちづくりの実現に向けた様々な方策が求められています。

このような状況の中、前期5ヶ年と位置付けた「第5次新礼文町まちづくり総合計画」の目標年次を迎え、本町においても、人口3,000人を割り込んだ「わが町をどのようにしていくか？」新しいビジョンや中期的なまちづくりの方向性を示し、町民のみなさんと一緒にまちづくりを進め、21世紀を展望した礼文町のめざす姿を実現するため、前期に続き「第5次新礼文町まちづくり（後期）総合計画」を策定します。

第2節 計画の骨子

1 計画の性格と位置付け

この計画は、礼文町の将来のあり方を展望し、町民にまちづくりの中期的なビジョンを示すとともに礼文町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、将来に向かって進むべき目標を定め、その実現に必要な主要施策を示しており、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、行政運営や住民活動などあらゆる分野での総合的・計画的な指針としての性

格を持つものです。

2 計画策定の視点

国は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対し地方と一体となって取組み、地方がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会の創生「地方創生」を目指しています。

また、改正離島振興法では「離島に住み続けることが国益にかなうこと」と明記され、離島の果たす役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、人口減少の防止や定住の促進を図ることとしています。

本町においても、人口減少問題やこれに起因する地域経済の活性化問題に対応するため、離島振興法や地方が主役の地方創生、新しいこども・子育て支援制度の活用などにより「定住対策」「子育て支援」を強力に推進し、次代を担う子どもたちが安心安全で恵まれた環境のなかで夢を抱き続け、誰もがゆとりと豊かさをもって礼文島に住み続けることができるよう「元気なれぶんづくり」をさらに推進するための総合的な指針として「第5次新礼文町まちづくり（後期）総合計画」の策定に取り組みました。

3 計画の名称

この計画の名称は、「第5次 新礼文町まちづくり（後期）総合計画」とします。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

① 基本計画

この総合計画では、前期計画の構成を継承し、構想と計画を一本化した基本計画とし、まちづくりの基本理念や、将来ビジョンに向けた基本目標及び将来の発展方向を示し、分野毎に項目を設定します。

また、現状や課題を把握し主な施策の方向を設定することとします。

② 実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な事業計画を定めます。

(2) 計画期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、実施にあたっては諸情勢の変化や進捗状況を点検し、見直しを行うなど弾力的な実施を図ります。

5 計画の推進管理

この計画を進めるためには、町民が主役となった取組みを大切にし、町民の皆さんと行政がともに考え、ともに行動する協働の取組みが不可欠です。

このため、この計画が多くの人に認知され、まちづくりの指針として尊重されるために広報活動を通じて町民や各種団体、関係機関への普及の徹底を図るとともに、進捗状況の把握・周知や未達成施策の分析を行うなど、計画の進行管理に努めます。また、社会情勢や住民ニーズ等の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて見直しができるものとしします。

第2章 計画策定の背景

第1節 時代の潮流

1 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、長期の人口減少過程に入り、出生数や生産年齢人口の減少などにより、平成38年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成60年には1億人を割る一方、高齢者人口は平成54年まで増加を続けると推計されており、高齢者を支える社会の到来に対応する施策が求められています。

また、子どもたちや子育て世代を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。安心して子どもたちを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと過ごせるまちの実現と、誰もが年齢や暮らし方に応じて充実した人生を安心して過ごすことのできる社会を築いていくことが求められています。

		2010年 確定	2015年 推計	2020年 推計
総人口		1億2806万人	1億2660万人	1億2410万人
割合	14以下	13%	12%	12%
	15-64	64%	61%	59%
	65以上	23%	27%	29%

2 環境への意識と関心の高まり

大量生産・大量消費・大量廃棄やモータリゼーションの進展などにより、地球規模での温暖化は確実に進行し、その影響は昨今の異常気象にも顕著に表れていると言われています。また、温暖化防止対策の様々な取り組みは行われていますがその効果は不透明な状況にあります。

自然環境を良好な形で次の世代へ引き継ぐことが、私たちの重要な使命です。

町民一人ひとりが日常生活から環境負荷の軽減に努めると同時に、環境にやさしい経済活動や事業活動を展開し、ともに循環型社会を形成する努力が求められ

ています。

3 地域主権・協働のまちづくり時代の到来

地域の特徴を生かした自主的かつ総合的なまちづくりを進め、多様性を持ち個性的な町の実現が問われる時代を迎えています。行財政改革を進め、住民とともに歩む行政運営に努めなければならないとともに、積極的に情報の提供を行いながらまちづくりを進める必要があります。

さらに、行政と自治会や関係団体が連携をとり、協働のまちづくりを進めることにより、地域主権の流れをつくり、活力ある社会を形成することが求められています。

4 高度情報化社会の進展

情報の伝達や共有手法の高度化・高速化、簡素化などの情報技術の進展は、一人ひとりの暮らしにまで浸透し、個人のライフスタイルを大きく変化させています。一方、急激な情報化の中で、その情報の取得が困難な人に対する対応や個人情報漏えいなど新たな問題も表面化しています。また、マイナンバー制度の導入など個人情報の理念にも変化が生じてきております。

そのため、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、行政、社会保障制度、災害対策など価値ある情報を誰もが簡単・自由に利用でき、さらには自ら情報を発信でき、多くの人と自由に交流することができる高度情報化社会を実現することが求められています。

5 低成長経済と価値観の多様化

国においては、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指すことを宣言しており、「好循環実現のための経済対策」を盛り込み、大規模な財政出動と切れ目のない予算の一体的な執行を通して消費税増税に伴う反動を緩和し景気の底上げを図るべく機動的な経済対策を鮮明なものとしておりますが、依然として地方の隅々までの景気回復の実感は少なく、国民目線での景気対策が望まれています。

この様な中で、人口減少や高齢化の進行、余暇時間の増大により人々の価値観は、経済的な豊かさを求める一方で、家族や自然・地域とのふれあいなど「心の豊かさ」を重視する傾向も強くなっており、様々なライフスタイルやワークスタ

イルに応じて住民のニーズも多様化・複雑化してきており、新しい視点によるまちづくりが求められています。

6 安全・安心意識の高まり

町民がいきいきと暮らすための基盤は、安全で安心なまちであることです。

特に、地震・津波、土砂災害や水害などの自然災害への対策は喫緊の課題となっています。また、犯罪、交通事故、子どもやお年寄りの地域でのみまもりなどは、町民の暮らしにかかわる安全・安心をどう確保するのかが課題です。

そのため、各地で地震、土砂災害、水害などの教訓を生かした防災対策や防犯・交通安全対策の強化など安全・安心なまちづくりを進め、お互いに支えあう地域社会を築くことが求められています。

7 基礎自治体のありかた

全国の市町村数は、平成 11 年 3 月末で 3,232 だったものが、「平成の大合併」により、平成 22 年 3 月末で 1,758、平成 25 年 1 月では 1,719 と推移しています。

地方分権や権限委譲などが進行する現在、基礎自治体の役割は一層大きくなることが予想され、町民の福祉向上を念頭に置いた施策の展開はもちろん、健全な財政運営維持と「宗谷定住自立圏共生ビジョン」等に基づき管内市町村間等で、合理的・効果的な事務事業の連携を図る必要があります。

8 財政見通しと行政改革

国においては、先進国の中でも最も債務が多い状況にあり、福祉施策財源として消費税増額が実施されるなど、先行き不透明な経済情勢にあって地方交付税も減少の傾向にあります。

本町の財政状況は、これまでの集中改革行政改革プランの遂行により、実質公債費比率の改善など現在は健全性を維持していますが、今後の財政見通しや地方交付税の動向を的確に把握し、引き続き行財政改革の基本的な考え方を堅持しつつ取り組む必要があります。

第2節 礼文町の概要

1 町の歴史

江戸時代の前期にあたる1685年に松前藩の直轄地として宗谷場所が開設され、礼文は利尻とともに付属場所として開設されました。

以後、アイヌ民族による煎海鼠（いりこ）や鯨漁による和人との交易場所として徐々に開拓されてきました。その後、和人が移住し、明治13年には香深村戸長役場が設置され、さらに明治25年には船泊村が香深村から分村しました。

第2次世界大戦終了後の昭和31年に香深村と船泊村が合併して礼文村となり、昭和34年には礼文町が誕生し水産業の町として発展しました。

また、昭和49年には国立公園に指定されて多くの観光客が全国から訪れるようになり、すぐれた景観と貴重な高山植物による観光の町「花の浮島礼文」としても発展を遂げてきました。

2 町の自然

① 位置

一島一町の礼文町は、日本の最北端の島として、北海道北端の稚内より西方59kmの日本海上に位置し、その東南には、幅約8kmの礼文水道をへだてて利尻島と向き合っています。

礼文島の位置、経緯度は次のとおりです。

北緯 45度30分14秒

東経 141度4分16秒

② 地形

礼文島はアイヌ語「レプンシリ」に由来し、「沖の島」という意味で隣接する利尻島とは、輪郭はもとより、地形、地質、さらに生成時期などにおいて、まったく趣が異なっています。

礼文島は南北29km、東西8kmのやや細長い島で、島内中央部の最高地点である礼文岳490mを除き、南部と中部の標高はおおむね200～300mの丘陵地が連続し、東側は海岸線に向かってしだいに下降して海に達しています。一方、西側は急斜する海蝕崖として、断崖絶壁となり海に臨んでいます。

また、北部は100m内外の平坦な丘陵地帯で久種湖周辺に低地が存在しますが、湿地帯となっています。

このような地形のため、利用できる平地は多くありません。

③ 気 象

礼文島は日本最北端の宗谷地方の気候、総じて北洋の気候に支配されますが、日本海側のため対馬暖流の影響を受け、内陸の気候と比べると比較的温暖です。

オホーツク海から流入する流氷の影響もほとんどなく、夏期は冷涼で冬期は温暖となり、また、本州ほど四季の区別のない気候となっています。

4月、5月は、曇天日数、降水量が少なく秋と並んで晴れる日が多く日照率が高くなります。6月はオホーツク海高気圧の影響で曇りや雨の日が多く、霧の発生も多くなります。夏期間、北太平洋高気圧の勢力が強いときには、晴天が続き気温が上昇しますが、オホーツク海高気圧が発達するときには冷夏となり、朝晩、暖房を必要とする日もあります。9月は比較的天候が安定しますが10月以降は大陸の高気圧に支配され気温が低くなり、12月に入ると雪の降る日が多いとなり、年内には根雪となります。1月から2月にかけては大陸性の高気圧の影響を受け、北西の季節風が大変強くなり、内陸ほど気温は下降しませんが積雪は多く、強風の厳しい季節を迎えます。

3 人口の動向

本町の人口は、国勢調査では昭和30年の9,874人をピークに減少傾向をたどり平成22年には3,078人となり、その減少率は68.8%となっています。

国勢調査の推移については、平成7年の4,375人から平成12年3,856人となり519人が減少し、減少率は11.9%、平成17年では3,410人で446人、11.6%減少し、平成22年は3,078人で332人減、9.7%の減少となっており、その減少の激しさが顕著に現れています。

人口構成別では、若年層の減少が続くなかで65歳以上の高齢者については、総人口の31%を占め、高齢化が著しく進行しているのが伺われます。

4 産業の動向

(1) 水産業

漁業就業者の高齢化と減少が進んでいますが、近年は町外からの新規就業者も見られるようになり、就業者確保のための施策の充実が求められます。また、漁場の競合や温暖化などの影響により沿岸資源が減少傾向にありますが、付加価値向上による魚価の安定や就労機会の確保などが求められています。

◎水産業データ

年 度	11 年度	20 年度	25 年度
組 合 員 数	614 人	470 人	382 人
生 産 量	10,276 t	8,931 t	8,356 t
生 産 額	34 億円	37 億円	34 億円
1 人当り生産額(3か年平均)	551 万円	741 万円	811 万円

(2) 観光

観光客入込数は、平成 14 年度をピークに減少傾向にありましたが、平成 25 年度実績で対前年を若干ではあるものの上回りました。

しかしながら、観光シーズンは夏季偏重であることから今後も安定した入込数確保に努めなければなりません。また、旅行形態や目的の多様化、質的な変化に対応するため地域特性と四季の魅力を生かした観光資源の開発を進める必要があります。

◎観光客入込数

10 年度	14 年度	21 年度	24 年度	25 年度
255 千人	308 千人	164 千人	134 千人	136 千人

第2編 基本計画

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりのテーマ

本町がめざすまちづくりは、前期計画において、「人間と自然 調和のある基盤づくり」「郷土の魅力を活かした産業づくり」「健康な心と体で思いやりと安心のあるまちづくり」「安心が未来につながる環境づくり」「未来を担う人づくりと文化にふれあうまちづくり」「協働と連携による活力に満ちた地域づくり」の6つを基本方向とし、『豊かな自然を未来につなぐいきいきとした元気な礼文づくり』をテーマに取り組んできました。

現在、人口減少問題や急激に進行する少子高齢化問題、地域経済の活性化問題など多くの課題を克服するため、前期計画のまちづくりのテーマと6つの基本方向を継続することといたしました。

なお、後期計画においては、直面する人口減少問題に焦点をおき、「定住対策」を推進するため「産業創出と人口増加をめざして」をまちづくりのテーマの副題として設定することとし、ふるさと礼文の豊かな自然や水産資源を大切に、次代を担う子供たちが安心安全で恵まれた環境のなかで夢を抱き続け、誰もがゆとりと豊かさをもって礼文島に住み続けることができるようなまちづくりを目指すこととしています。

まちづくりのテーマ

『豊かな自然を未来につなぐ

いきいきとした元気な礼文づくり』

副題：“産業創出と人口増加をめざして”

第2節 将来人口の推計

日本の総人口は第2次世界大戦期を除き増加を続けてきましたが、少子高齢化の加速に伴ない、2007年から人口は減少していくことが国立社会保障・人口問題研究所の試算で明らかにされてきました。

本町の人口は、過去10年間の国勢調査で、平成12年の3,856人から平成17年では3,410人で、11.6%の減少となり、平成22年では3,078人で、20.2%の減少となっています。

人口構成別での推移では、若年者人口及び生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加しており、高齢化率は、平成12年26.5%、平成17年30.1%、平成22年では30.7%と、少子高齢化の進行が顕著に現れています。

都市への人口集中と地方の過疎化が進むなか、本町も例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計システムで推計すると、今後も減少傾向が続くものと予想され、平成27年2,780人、平成32年2,510人と推計されます。

■ 人口推計の考え方と推計値

1 推計方法	・国立社会保障・人口問題研究所の推計方式（コーホート変化率を使用した小地域簡易将来人口推計方式）
2 推計期間	・平成22年以降5年ごと
3 基準人口	・平成17年、平成22年国勢調査人口
4 設定内容	・コーホート変化率を将来も一定として計算 ・合計特殊出生率を1.41人で固定（人口動態統計）
5 推計人口	・平成27年2,780人、平成32年2,510人

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとに一定期間（この予測では5年間）の人口の変化率が将来も大きく変化することはないものと仮定して、将来人口を推計する方法です。

総人口及び人口構成別推移

年 度	総人口 (人)	若年者人口 (0～14歳)	割合 (%)	生産年齢 人口 (15～64歳)	割合 (%)	高齢者人口 (65歳以上)	割合 (%)
平成17年	3,410	386	11.3	1,998	58.6	1,026	30.1
平成22年	3,078	316	10.3	1,816	59.0	946	30.7
平成27年	2,780	279	10.0	1,563	56.2	938	33.7
平成32年	2,510	235	9.4	1,356	54.0	919	36.6

※平成27年、32年は推計値

(国勢調査人口)